

IFRSs Phase2 Ver,1.0

～第1章 財務諸表の表示～

2010年5月16日
TAC国際会計基準講座

第2部のアプローチ

- 第1部と同様、
「概念フレームワーク→コア原則→個別基準」
の順で考えていく。
- 原則主義の会計基準に対する、
王道の学び方で進めていきましょう。

第1章では、「財務諸表の表示(Presentation of Financial Statements)」について扱います。情報利用者に提供物される財務報告の枠組みの部分です。

I. 概念フレームワーク

- まず、財務報告の目的をみていきましょう。
 - 財務報告の目的に関する記述
 - 財務報告の目的は、投資者の情報ニーズを満たすことを通して、幅広い情報利用者のニーズを満たすことである。
 - 投資者は、リスクを伴う資本の提供者であり、投資に内在するリスクとリターンに関心を有し、購入・保有・売却の意思決定情報を必要とする。
 - 上記の目的のためには、企業のキャッシュ・フローを生み出す能力とその時期、発生の確実性の評価を行う必要がある。
 - 企業の財政状態、業績、財政状態の変化に焦点を当てて情報を提供することで、その評価はより行いやすくなる。

財務報告の目的は、投資家による以下の評価に資することである。

- ・ 企業の「キャッシュ・フロー生成能力」(リターン)
- ・ その時期、発生における不確実性(リスク)

I. 概念フレームワーク

- 提供される情報は、どのように使われることを想定しているのでしょうか。
 - 提供される情報に関する記述
 - 財政状態は、企業が支配する資源・財務構造・流動性・支払能力・経営環境への適応能力に左右される。(主として、B/Sを想定)
 - 企業が支配する資源情報、及び、過去における資源の調整能力に関する情報は、企業のキャッシュ・フロー生成能力を評価するのに有用である。
 - 財務構造に関する情報は、将来の借入れの必要性、将来の利益及びキャッシュ・フローの利害関係者の間での配分や、将来の資金調達の容易性に関する予測に有用である。
 - 流動性及び支払能力に関する情報は、将来に期限の到来する財務上の支払可能性の予測に有用であり、その上での長期にわたる現金資産の利用可能性を予測させるものである。
 - 業績、特に収益性情報は、将来獲得する経済的資源の変動の評価のために必要である。(主として、P/Lを想定するが、P/Lのみでは表現できない)
 - 特に、業績変動情報は重要である。これらは、既に有する資源からのキャッシュ・フロー生成能力のみならず、将来追加的資源を獲得する場合の効率性の予測にも有用である。
 - 財政状態の変動に関する情報は、期間中の企業の投資・財務・営業活動の評価に有用である。(主として、C/Fを想定)
 - これらは企業のキャッシュ・フロー生成能力と、その利用に関する企業のニーズを評価するため基礎となる。
 - その他の情報
 - B/S、P/L、C/Fについての利用者ニーズに合った追加的な情報や、企業に影響を及ぼすリスク及び不確実性に関する情報、財務諸表に計上されない資源や債務、セグメント別の情報が提供されるかもしれない。

Ⅱ.コア原則

- 概念フレームワークから「財務諸表の表示」に関し、以下のコア原則が導けます。
- コア原則：
投資家の投資の評価のために、リスク・リターン情報は、財務報告において十分に開示されなければならない。
- ということは、
 - 財務報告の担い手は、投資家の投資の評価がどのようになされるかに
ついて、十分に理解する必要がある。
 - その上で、情報の質が保てるような財務報告を実施する必要がある。
 - 要請される情報の質的特性には、「投資意思決定関連性」「表現の忠実性」「比較可能性」「検証可能性」「適時性」「理解可能性」等がある。

Ⅱ.コア原則

投資家による投資の評価

- とすると、「投資家はいかに投資の評価をするか？」の理解がポイントになってきます。ここでは、基本的なことを確認しましょう。
- 投資家による投資の評価
 - 投資家は、リターンが高く、リスクの低い投資商品を選択する。
 - リターン＝期待できる収益の平均値
 - 債券ならば、クーポンレート＋取得・償還（売却）差額
 - 株式ならば、配当と値上がり益
 - リスク＝期待できる収益の不確実性
 - 債券ならば、不履行（デフォルト）リスク
 - 株式ならば、配当や株価の変動リスク
- 投資商品
 - リスクの低いものには、定期預金や高格付けの債券などがある。リターンは、通常低い。
 - リスクの高いものには、低格付けの社債や投資信託、株式などがある。リターンはリスクの高さに応じて、高くなる。
- 株式投資
 - リターンが固定されておらず特にリスクの高い投資であるといえる。リターン・リスク共に、投資家側で見極める必要がある。

Ⅱ.コア原則

投資家は株式をいかに評価するか？

□ 具体的手法

- 投資家による株式評価の方法で、よく言及されるのはDCFモデルを活用した企業価値評価です。
- DCFモデルを活用した企業価値評価
 - 事業に関しては、企業が生み出すキャッシュ・フローを仮定し、それをリスクに応じた割引率で割り引くことによって価値を算定する。
 - 事業以外の資産・負債については、その決済価値によって価値を算定する。
 - 上記の合計を株式総数で割った価値を、1株当たり価値とみなす。
- 以下の利点から、株式評価の手法として広く受け入れられている
 - リスク、リターンの情報が考慮される
 - 技術的に簡便
 - リアル・オプションによる補正等、モデルを拡張する余地がある
 - 株価の分析の基準点となる

概念フレームワークでも「キャッシュ・フロー生成能力」に関する言及があることから、DCFモデル的な株式評価を前提としていると考えられます。

Ⅱ. コア原則

DCFモデルによる株式評価（基本形）

□ 基本的な計算は以下の形による。

- + 将来のフリーキャッシュ・フローの割引現在価値
 - + 現金預金等
-

事業価値

- － 有利子負債（債権者価値）
-

株主価値

□ 将来のフリーキャッシュ・フローの現在価値は、

- セグメント別に、将来にわたるモデルで計算する。
- 事業環境の将来の変化のシナリオ（仮定）をたてる。
- 売却する資産などは、売却キャッシュ・フローで考える。

Ⅲ. 個別基準

- ☐ 財務報告の枠組みに関連するIFRSsとしては以下のものがあります。
- ☐ IAS
 - 第1号 「財務諸表の開示」
Presentation of Financial Statements
 - 第7号 「キャッシュ・フロー計算書」
Cash Flow Statements
 - 第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
Accounting Policies, Changing Accounting Estimates and Errors
 - 第10号 「後発事象」
Event after the Balance Sheet Date
 - 第24号 「関連当事者についての開示」
Related Party Disclosures
 - 第33号 「1株当たり利益」
Earnings per Share
 - 第34号 「中間財務報告」
Interim Financial Reporting
- ☐ IFRS
 - 第1号 「IFRSsの初度適用」
First-time Adoption of International Financial Reporting Standards
 - 第8号 「事業セグメント」
Operating Segment

これらは改訂作業中

Ⅲ. 個別基準 基準概要

- 簡単に、それぞれの内容を確認しましょう。
- 将来キャッシュ・フロー情報予測の立案のために…
 - IAS第1号「財務諸表の開示」
 - 投資家が将来キャッシュ・フローの予測をたてるための基礎となる財務諸表、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、その他注記の提供などの枠組みを提供する財務報告基準。
 - IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」
 - 投資家が将来キャッシュ・フローの予測をたてやすくするために、キャッシュ・フロー情報の報告に関する枠組みを提供する財務報告基準。
 - IFRS第8号「事業セグメント」
 - 投資家が将来キャッシュ・フローの予測を事業別にたてやすくするために、セグメント区分別の情報の報告の開示に関する枠組みを提供する財務報告基準。
 - IAS第24号「関連当事者についての開示」
 - 企業が特定の関係者と特殊な条件で取引をしている場合に、投資家がその影響を評価に適切に取り込むように開示の枠組みを提供する財務報告基準。

Ⅲ. 個別基準 基準概要

□ 情報の適時な提供のために……

- IAS第34号「中間財務報告」
 - 投資家が、想定した予測の確認や修正を行うための財務報告がタイムリーに行われるように、年度決算期以外の中間財務報告の枠組みを提供する財務報告基準。
- IAS第10号「後発事象」
 - 投資家へ、将来見通しへインパクト情報があるような決算日後に起こった重要事象に関し、報告が行われるような枠組みを提供する財務報告基準。

□ 会計手法が変更になった場合において……

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
 - 会計方針の変更や会計上の見積もりが変更された場合や、誤謬が生じた場合に、投資家が評価モデルの修正を適切にできるような情報提供の枠組みを提供する財務報告基準。
- IFRS第1号「国際財務報告基準(IFRSs)の初度適用」
 - IFRSsへの移行した企業の初年度の開示について定め、投資家が評価モデルの修正を適切にできるような情報提供の枠組みを提供する財務報告基準。

□ その他の情報として……

- IAS第33号「1株当たり利益」
 - 基本的1株当たり利益と希薄化後1株当たり利益の開示により、投資家の企業評価の指標を提供する財務報告基準。

Ⅲ. 個別基準

IAS第1号「財務諸表の表示」

- 完全な一組の財務諸表を比較情報と共に開示することが要求される。
 - 期末の財政状態計算書
 - 包括利益計算書
 - 所有者持分変動計算書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 重要な会計方針の要約及び他の説明的情報を含む注記
 - 遡及適用等を行った場合は、最も古い比較期間の期首財政状態計算書
- 会計方針の要約・注記において
 - 会計方針の適用の過程で経営者が行った判断等を開示しなければならない。
 - 見積りの不確実性に関する開示を行わなければならない。
- IFRSsのすべての規定に準拠していない限り、財務諸表がIFRSsに準拠していると開示してはならない。
 - きわめて稀であるがIFRSsに準拠すると、財務報告の目的に照らして誤解を招く場合、規定から離脱しなければならない。

Ⅲ. 個別基準

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」

- 営業、投資、財務の諸活動に区分されたキャッシュ・フロー計算書を開示する。
- 営業活動によるキャッシュ・フローの報告は、直接法（純粋直接法or間接直接法）か間接法による。

Ⅲ. 個別基準

IFRS第8号「事業セグメント」

□ 企業は、事業セグメント別の情報を区分して報告する。

- セグメント区分は、内部報告や業績管理のために設けているセグメント区分を用いる。
- 報告情報は、外部顧客収益、セグメント間収益、金利収益費用、減価償却費、持分法利益、法人税等、会計処理の基礎となる事項等

□ 事業セグメントとは別に、以下の情報も開示する。

- 各製品及びサービス別の外部顧客からの収益
- 国内収益および海外収益（地域別）
- 国内所在資産及び海外所在資産
- 主要な顧客への依存度情報

Ⅲ. 個別基準

IAS第24号「関連当事者についての開示」

- 企業は、経営幹部の報酬の合計等を開示する。
- 関連当事者との取引は、財務諸表に与える影響を把握するのに必要な開示を行う。
 - 開示項目
 - 取引金額、未決済残高、貸倒引当額等
 - 開示は以下の個別に行う。
 - 親会社、重要な影響力を持つ会社、子会社、関連会社、出資先ジョイントベンチャー、経営幹部、その他関連当事者

Ⅲ. 個別基準

IAS第34号「中間財務報告」

- ☐ 中間財務報告書は、最低、以下を含む。
 - 要約財政状態計算書
 - 要約包括利益計算書
 - 要約持分変動計算書
 - 要約キャッシュ・フロー計算書
 - 精選された注記
- ☐ 以下の期間の開示が要求される。
 - 財政状態計算書・・・中間期間末＋前年度末
 - 包括利益計算書・・・中間期間、累計期間＋前年度同期
 - 持分変動計算書・・・累計期間＋前年度同期
 - キャッシュ・フロー計算書・・・累計期間＋前年度同期
- ☐ 会計方針は年度と統一し、調整等を行ってはならない。
 - 年度より見積もりをより多く使うことにはなる。

Ⅲ. 個別基準

IAS第10号「後発事象」

☐ 修正後発事象

- 財務諸表における金額に影響を与える決算日後の事象は、財務諸表の修正を行う。

☐ 修正を要しない(開示)後発事象

- 財務諸表における金額に影響を与えない決算日後の事象は、重要性がある場合開示を行う。

☐ 継続企業

- 経営者が報告期間末日後に、企業を清算または営業停止の方針を決定した場合(ないし、他の代替案がないと判断した場合)企業は、継続企業ベースの財務諸表を作成してはいけない。

☐ 公表の承認

- 財務諸表の公表に向けた承認日及び承認者はこれを開示する。

Ⅲ. 個別基準

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

- ☐ 会計方針の変更
 - 特定の基準による影響か、より目的適合な財務報告をもたらす場合、会計方針を変更する。
 - 会計方針の変更は、経過措置によるか、なければ遡及適用をする必要がある。
- ☐ 会計上の見積もりの変更
 - 会計上の見積もりの変更の影響は、将来に向かって認識する。
 - ☐ 減価償却方法は、IFRSsでは会計上の見積もりとなる
- ☐ 誤謬
 - 過年度の誤謬は、重要性ある場合遡及的修正再表示によって修正しなければならぬ。
- ☐ 会計基準のヒエラルキー
 - IFRSsが具体的に存在しない会計処理は、以下を順に参考に行う。
 - ☐ 類似の事項関連する事項に関するIFRSs
 - ☐ フレームワークにおける定義、認識規準、測定概念
 - ☐ 類似フレームワークを用いている他国の基準や専門的文献、業界実務慣行

Ⅲ. 個別基準

IFRS第1号「国際財務報告基準(IFRSs)の初度適用」

- 初度適用企業は、IFRSsへの移行日付でIFRSs開始財政状態計算書を作成する。
- IFRSs移行日及び比較年度、報告年度においては同一の会計方針を用いなければならない。
 - IFRSsへの移行日、比較対象期間末での企業の見積もりは、従前の会計基準に従ったものと首尾一貫する必要がある。
 - 従前の会計基準からIFRSsへの移行の影響は調整表によって説明する必要がある。
- 会計方針の遡及適用
 - 金融資産・金融負債の認識の中止・ヘッジ会計・被支配持分に関しては、未来に向かった適用となる。
 - IFRSs移行日前の企業結合については、遡及適用を除外できる。
 - また、14項目の遡及適用の免除可能規定がある。

Ⅲ. 個別基準

IAS第33号「1株当たり利益」

□ 親会社の普通株主帰属の1株当たり純利益の開示が要求される。

- 1株当たり純利益
＝帰属損益/期中発行済み株式加重平均
- 優先株式等の影響排除後で計算する。
- 転換株式等の希薄化効果も考慮する。

IV. 改訂情報 現行財務諸表の問題点

- 投資の評価を行う上で…
- キャッシュ・フロー情報、セグメント情報等において、大分情報は拡張されて来たもの…
- 分析のためのデータを、財務諸表から拾い上げなくてはいけない。(事業用資産・負債、投資的資産・負債、財務的資産・負債が混在)
- そこで、DCFモデル等の分析手法に適するように、財務諸表の表示の変更が検討されている。

Financial Statements Presentation

改善プロジェクトがMOU関連プロジェクトとして進行中である。
デイスカッションペーパーは2008年10月16日に公表された。

IV. 改訂情報

財務諸表の表示ディスカッションペーパーの内容

- 3つの財務諸表の表示区分を「事業(business)」及び「財務(financing)」に統一する。(一体性の原則)
- 上記表示区分への区分は企業経営者の判断とし、会計方針として決定する。判断は、セグメント単位で行う。表示順序も企業の判断による。
- 財政状態計算書の表示様式は、資産及び負債の純額表示に変更。
- 包括利益計算書は、1計算書方式のみ。当期利益を残し、その他の包括利益を示し、リサイクリングも認める。
- キャッシュ・フロー計算書では、事業からのキャッシュ・フローには、直接法が適用される。(現在、猛反対にあっている。)キャッシュの定義は、現預金のみとする。
- 新たな注記として、包括利益計算書からキャッシュ・フロー計算書への調整表の作成を求める。

IV. 改訂情報 新財務諸表の表示モデル

□ IASBで提案されている新しいモデルは以下。

財政状態計算書		包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業	事業 ≫ 営業資産及び負債 ≫ 投資資産及び負債	事業 ≫ 営業収益及び費用 ≫ 投資収益及び費用	事業 ≫ 営業キャッシュ・フロー ≫ 投資キャッシュ・フロー
財務	財務 ≫ 財務資産 ≫ 財務負債	財務 ≫ 財務資産収益 ≫ 財務負債費用	財務 ≫ 財務資産キャッシュ・フロー ≫ 財務負債キャッシュ・フロー
法人所得税	法人所得税 (事業及び財務に係るもの)	法人所得税 (事業及び財務に係るもの)	法人所得税
非継続事業	非継続事業 当期利益 その他の包括利益 (税引後)	非継続事業 (税引後) 当期利益 その他の包括利益 (税引後)	非継続事業
所有者持分	所有者持分 包括利益	所有者持分 包括利益	所有者持分 現金の純変動

IV. 改訂情報 IASB Work Plan -projected timetable as at 19 April 2010

- ☐ Financial Statements Presentation
(財務諸表の表示)プロジェクト
- ☐ MoUの一部
 - Discontinued operation (非継続事業)
 - ☐ 4月に公開草案、2010年下半期に確定
 - Presentation of items of other comprehensive income (その他の包括利益の要素の表示)
 - ☐ 4月に公開草案、2010年下半期に確定
 - Replacement of IAS 1 and IAS 7 (IAS1とIAS7の置き換え)
 - ☐ 5月に公開草案、2011年第2四半期に確定
- ☐ 主たる内容
 - カテゴリー別表示
 - 包括利益計算書の1計算書方式への統一
 - キャッシュ・フロー計算書の直接法への統一

IV. 改訂情報

ASBJプロジェクト計画表 2010年4月

☐ 既存の差異プロジェクト

■ 包括利益の導入

- ☐ 平成21年12月25日
企業会計基準公開草案第35号
「包括利益の表示に関する会計基準(案)」公表
- ☐ 2010年4月以降に開始する事業年度の年度末から
(2011年3月期決算から適用される見通し)

☐ MoU関連プロジェクト

- 財務諸表の表示(フェーズB)
 - ☐ 2010年末論点整理、2011年上旬公開草案公表予定
 - ☐ カテゴリー別表示
 - ☐ 包括利益計算書の1計算書方式への統一
 - ☐ キャッシュ・フロー計算書の直接法への統一
- 非継続事業の区分開示
 - ☐ 2010年末公開草案、2011年上旬基準化予定

平成 22 年 4 月 12 日

企業会計基準委員会

プロジェクト計画表の更新について

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成 22 年 4 月 9 日に開催した第 199 回企業会計基準委員会において、平成 23 年末までのスケジュールを記載したプロジェクト計画表の更新が承認されましたので、本日公表いたします。

ASBJ は、平成 19 年 8 月の国際会計基準審議会（IASB）との間で締結した「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意（東京合意）」に基づき、また、昨年 6 月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」において会計基準のコンバージェンスの継続・加速化が提言されていることも踏まえ、会計基準の国際的なコンバージェンスに積極的に取り組んでおります。

これまで、ASBJ ではプロジェクト計画表の更新を年 1 回行ってきましたが、IASB が米国財務会計基準審議会（FASB）との平成 23 年 6 月を期限とした MOU に関するコンバージェンス・プロジェクトの完了に向けて、数多くの会計基準の開発を急速に進めていることもあり、IASB における各プロジェクトの進捗状況を踏まえ、プロジェクト計画表を適宜更新していくことといたしました。今回更新したプロジェクト計画表は、IASB が今年 3 月に公表した平成 23 年までのワーク・プランも踏まえて作成したものです。

今回更新したプロジェクト計画表においては、既存の差異に関するプロジェクト項目は、引き続き平成 22 年中の完成を目指しています。また、IASB と FASB との MOU に関するプロジェクト項目の多くのものについて、IASB のワーク・プランも踏まえ、平成 23 年上期に公開草案の公表を目指しています。

ASBJ は、高品質な会計基準の開発に向け、また、我が国で受け入れ可能なものとなるよう、国際的な会計基準設定プロセスに深く関与していく所存です。

以 上

ASBJ プロジェクト計画表

2010年4月

2010年7月

		2010年		2011年		備 考
		4～6月	7～9月	10～12月	上期	
既存の差異に関連するプロジェクト項目						
企業結合(ステップ2)	ED	Final	→			のれんの償却等、「無形資産」と合わせて公表
財務諸表の表示(包括利益)	Final	→				
無形資産	ED	Final	→			「企業結合(ステップ2)」と合わせて公表
IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目						
(1) 連結の範囲				ED	Final	IASBのFinalは2010年第4四半期に公表予定 なお、IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目とは別に、本年中を目途に、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」に定められる特別目的会社の取扱いの見直しの検討を行う。
(2) 財務諸表の表示						
(フェーズB関連※1)			DP	ED	→	IASB/FASBのEDは2010年第2四半期に公表予定
(非継続事業)			ED	Final	→	IASBのFinalは2010年下期に公表予定
(3) 収益認識			DP	ED	→	IASB/FASBのEDは2010年第2四半期に公表予定
(4) 負債と資本の区分			DP		→	IASB/FASBのEDは2010年第2四半期に公表予定
(5) 金融商品						
(金融資産の分類と測定)	DP2			ED	→	IASBのFinal(IFRS9)は公表済
(金融負債の分類と測定)		DP又はDP2		ED	→	IASBのEDは2010年上期に公表予定
(減損)				ED	→	IASBのFinalは2010年第4四半期に公表予定 検討状況の整理の公表も検討する。※2
(ヘッジ会計)				ED	→	IASBのEDは2010年第2四半期に公表予定 検討状況の整理の公表も検討する。※2
(6) 公正価値測定・開示	ED		Final	→		IASBのFinalは2010年第3四半期に公表予定
(7) 退職給付						
(ステップ1)※3			Final	→		
(ステップ2)※3				DP	ED	IASBのFinalは2011年第1四半期に公表予定
(8) リース		DP		ED	→	IASB/FASBのEDは2010年第2四半期に公表予定
(9) 認識の中止		DP		ED	→	IASBは再EDを2010年第2～第3四半期に公表予定
IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目						
1株当たり利益	Final	→				既存の差異等に関する改正を行う。
引当金				DP2	ED	IASBのFinalは2010年第2四半期に公表予定※4
排出権				DP	→	IASBのEDは2010年第4四半期に公表予定
保険						IASBのEDは2010年第2四半期に公表予定

<補足>

計画表上の記号の意味は次のとおり。

DP: 論点整理(Discussion Paper) DP2: 検討状況の整理※2 ED: 公開草案(Exposure Draft) Final: 会計基準/適用指針等(最終)

※1 IASB/FASBでのプロジェクトの呼称である。

※2 検討状況の整理は、公開草案の前に文案に近い形で会計基準等の方向性を示すことを目的として公表するものである。

※3 ステップ1は、退職給付債務及び勤務費用の期間帰属や未認識項目のオンバランス化、開示の拡充などを検討している。

ステップ2は、IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目の検討を行う。

※4 2010年1月に公表された再公開草案のコメント期限が延期されており、最終基準の公表も延期される可能性がある。

(備考欄に記載しているIASBの予定は、2010年3月1日に公表されたIASBのワーク・プランに基づくものである。)

IASB Work Plan – projected timetable as at 5 May 2010



The timetable shows the current best estimate of document publication dates. The effective date of amendments and new standards is usually 6-18 months after publication date, although in setting an effective date the Board considers all relevant factors. In appropriate circumstances, early adoption of new standards will be allowed.

The work plan anticipates the completion of several projects in 2010 and 2011. The Board will consider staggering effective dates of standards to help entities that apply IFRSs undertake an orderly transition to any new requirements. The Board understands the difficulties some entities, and jurisdictions that must pass our Standards into law, could have coping with several major changes to IFRSs as we complete the projects on the MoU. The Board plans to publish in May a paper outlining possible ways to reduce that burden. The Board will seek comments on that paper.

The Board undertakes this work using its established due process, including consultation with interested parties. The timetable for completion is subject to change depending on input received throughout a project's development.

Financial Crisis related projects	Estimated publication date								
	May 2010	June 2010	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU ¹	Joint
Consolidation									
Consol - Replacement of IAS 27 ²				IFRS				✓	✓
Consol - Disclosures about unconsolidated SPEs/structured entities		IFRS							
Derecognition		ED		IFRS				✓	✓
Fair value measurement guidance									
FVM – Guidance ²				IFRS				✓	✓
FVM - Measurement uncertainty analysis disclosure for fair value	ED							✓	✓
Financial instruments (IAS 39 replacement)									
FI - Classification and measurement – financial liabilities	ED			IFRS				✓	✓
FI - Impairment [ED, comments due by 30 June 2010]				IFRS				✓	✓
FI - Hedge accounting		ED		IFRS				✓	✓

Memorandum of Understanding projects

Estimated publication date

	May 2010	June 2010	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU ¹	Joint
Financial statement presentation									
FSP - Discontinued operations	ED		IFRS					✓	✓
FSP - Presentation of items of other comprehensive income	ED		IFRS					✓	✓
FSP - Replacement of IAS 1 and IAS 7	ED					IFRS		✓	✓
FI with characteristics of equity		ED			IFRS			✓	✓
Income taxes ³			ED		IFRS			✓	
Joint ventures ⁴		IFRS						✓	
Leases		ED				IFRS		✓	✓
Post-employment benefits									
PEB - Defined benefit plans ⁴ [ED, comments due 6 September 2010]					IFRS			✓	
PEB - Termination benefits ⁵	IFRS								
Revenue recognition	ED					IFRS		✓	✓

Other Projects	Estimated publication date									
	May 2010	June 2010	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU ¹	Joint	
Annual improvements 2008-2010	IFRS									
Annual improvements 2009-2011				ED		IFRS				
Emissions trading schemes				ED			IFRS		✓	
Extractive Activities [RV, comments due 30 July 2010]					AD					
Insurance contracts		ED				IFRS			✓	
Liabilities (IAS 37 amendments) [ED, comments due 19 May 2010]			IFRS							
Management commentary			CG							
Rate-regulated activities						IFRS				

Conceptual Framework Documents currently being developed	Estimated publication date									
	May 2010	June 2010	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU ¹	Joint	
Phase A: Objectives and qualitative characteristics	Final chapter								✓	
Phase B: Elements and recognition	TBD								✓	
Phase C: Measurement				DP			ED		✓	
Phase D: Reporting entity [ED, comments due 15 July 2010]				Final chapter					✓	

The IASB and the FASB will amend sections of their conceptual frameworks as they complete individual phases of the project. Phases E to H *Presentation and disclosure, Purpose and Status, Application to not-for-profit entities* and *Remaining issues* have not yet started.

Endnotes

1. These projects are part of the Memorandum of Understanding that sets out the milestones that the FASB and the IASB have agreed to achieve in order to demonstrate standard-setting convergence.
2. The FASB plans to publish an equivalent to the proposed IFRS as an exposure draft in the second quarter of 2010. The IASB will publish a Request for Views on that ED so that the IASB and the FASB can consider together comments received on the FASB proposal.
3. At their joint meeting in October 2009 the IASB and the FASB considered a summary of the comments received by the IASB in response to the proposals for a revised **Income Taxes** standard exposed by the IASB in early 2009. The Boards indicated that they would consider undertaking a fundamental review of accounting for income taxes at some time in the future. In the meantime, the IASB will develop proposals for more limited amendments.
4. These projects are being undertaken with the FASB. Even though *joint ventures* and *post-employment benefits* are not being undertaken with the FASB, in each case the IASB has committed to improve the related IFRSs.
5. Forthcoming amendments to IAS 19 in relation to **termination benefits** were exposed in 2005 as part of the proposed amendments to IAS 37.

Abbreviations			
AD	Agenda Decision (to add the topic to the active agenda)	CG	Completed Guidance
DP	Discussion Paper	ED	Exposure Draft
IFRS	International Financial Reporting Standard	RT	Roundtables
RV	Request for Views	TBD	To be determined

Research and other projects

Common control was added to the agenda in December 2007. Work will begin when staff working on projects related to the financial crisis become available.

In October 2009 the Board decided to stop work on **credit risk in liability measurement** as a free-standing work stream and not to reach a general conclusion on credit risk at this time but instead to incorporate the topic in the conceptual framework measurement project. The Board is also considering the input received on this topic when it considers the measurement of liabilities in other topics.

In April 2009 the Board considered comments received in relation to proposed amendments to **IAS 33 Earnings per Share**. In the light of other priorities, the Board does not expect to discuss this project before the second half of 2010.

Work on the **government grants** project has been deferred pending progress in the revenue recognition and emissions trading schemes projects.

In December 2007 the IASB decided not to add a project on **intangible assets** to its active agenda. National standard-setters are carrying out research for a possible future project. The Australian Accounting Standards Board has published a discussion paper *Initial Accounting for Internally Generated Intangible Assets*.

Recently completed projects

First-time adoption of IFRSs (IFRS 1): amendments to IFRS 1. Amendments issued in July 2009 and January 2010. These amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2010 and 1 July 2010, respectively, with earlier application permitted.

Amendment to IFRIC 14: Prepayments of a Minimum Funding Requirement was issued in November 2009. The amendment is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2011, with earlier application permitted.

IFRIC 19 Extinguishing Financial Liabilities with Equity was issued in November 2009. The interpretation is effective for annual periods beginning on or after 1 July 2010, with earlier application permitted.

IFRS 9 Financial Instruments was issued in November 2009. The standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013, with earlier application permitted.

Related Party Disclosures. Revised IAS 24 *Related Party Disclosures* was issued in November 2009. The revised standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2011, with earlier application permitted.

In October 2009 the Board discussed responses to the exposure draft **Discount Rate for Employee Benefits (Amendments to IAS 19)**, published in August 2009. The responses indicated that the proposed amendment raised more complex issues than had been expected. The Board therefore decided to adhere to its original plan to address measurement issues only in the context of a fundamental review. Thus, the Board decided not to proceed with the amendment.

Classification of rights issues. Classification of Rights Issues (Amendment to IAS 32) issued in October 2009. Entities are required to apply the amendment for annual periods beginning on or after 1 February 2010, but earlier application is permitted.

IFRS for SMEs. IFRS issued in July 2009